

1. 件名：「リサイクル燃料貯蔵株式会社による使用済燃料貯蔵施設保安規定変更認可申請に係るヒアリング（５）」

2. 日時：令和５年２月２２日（水） １１時１５分～１１時４２分

3. 場所：原子力規制庁 １０階会議室（TV 会議により実施）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

核燃料施設審査部門

松本企画調査官、田中管理官補佐、尾崎安全審査官、川村安全審査専門職、田口技術参与

リサイクル燃料貯蔵株式会社

赤坂常務取締役 他 １５名

5. 自動文字起こし結果：別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こしによるものであり、誤りを含む場合があります。

6. 提出資料

なし

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	ただいまより、そうですね。
0:00:04	令和5年2月20日RSの関係に係るヒアリングを行います。
0:00:10	本日のヒアリングにおきましては申請いただいたし、駐車場に対しまして規制庁側の
0:00:19	ここからのコメントをお伝えするものでございます。
0:00:23	早速、まず15条についてですけれども、15条この上手に所長、使用済燃料貯蔵施設、安心当たっていき事項定める必要にするとあるんですけれども、
0:00:34	これを引き継ぎ事項定めというところの具体が、このままでとわかりにくいということを、
0:00:40	考えておりますので、その具体例等の追記を検討いただきたいのが1点目です。その他、関心状況ですとか、異常の有無ですから、何らかの下部マニュアル等で定められてるものがあると思いますんでその9事項の具体についての、
0:00:55	喜多様検討をお願いいたします。
0:00:57	有井です。いかがでしょうか。
0:01:01	はい。フェイス本社の高橋でございます。ご指摘につきましては、本日伺いましたので、まずは当社の中で検討させていただきたいと思えます。当然引き継ぎ事項につきましては当社の下部規定の中で、
0:01:16	定めて運用していくことを考えております。それを踏まえつつ、この保安規定のところに記載を具体していく。
0:01:27	ことについて、まず検討させていただきたいと思えますが、
0:01:31	よろしかったでしょうか。
0:01:33	躊躇タナカです。よろしくをお願いいたします。
0:01:37	では一つ規制庁ワタナベ引き続きまして、21条です。21条につきましては
0:01:44	そういった基準の方で定めますこれ金属キャスクを貯蔵区域に固定する際にこれ保安措置というものに該当する情報だと思えますけれども、
0:01:53	宇賀神の記載ですと、この
0:01:55	使用済み事業者、使用前事業者検査に合格したものを確認するという対象、金属キャスクのみになっておりますので、この強度的に固定する際には、貯蔵架台っていうんとあわせて、
0:02:09	そういうことと思われまのでこの貯蔵架台の追記ということについての検討をお願いしたいと思っております。
0:02:16	あれです。いかがでしょうか。
0:02:20	はい。MS東京フルヤです。今ご指摘の言葉を聞くと、固定する云々とありましたが、ここを保安規定では
0:02:30	外から持ってくるというものに対する受け入れに対する措置を我々整理したものでございます。従って、受け入れるものについてはキャスクが対象ですので、今のところキャスクという記載にさせていただいていますが、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:43	その他のキャンプのちょうど 23 条ですとか、あと傷害事業者検査、52 条あたりを見据えながらちょっと整理について、我々の中でもう一度検討したいと思います。以上です。
0:02:59	給料の田仲です。よろしくお願ひいたします。
0:03:03	規制庁田仲です。続きまして第 65 条
0:03:08	研究する緊急対応従事者の線量管理等に関してです。こちらの両括弧 1 におきまして、この緊急作業に従事 11 番桐生能勢線量管理につきまして、この
0:03:21	表現ぶりがあるように 1 ヶ月に 1 回の評価をするとともに、
0:03:25	この線量限度を超える被ばくですと、
0:03:28	あるんですが、これをそのまま読んでしまいますと、この 1 ヶ月に 1 回の評価のみで、あたかもこの
0:03:36	緊急時被ばくの線量管理をすることも読めてしまうということから、
0:03:41	もうちょっとこちらの方の機械でも実際に皆さんがやられるであろう、作業ごとですか日比のところ、
0:03:47	ご協力の線量管理をしっかりとした上で、月に 1 回の評価も行うということがわかるような形にちょっと記載の検討をお願いしたいと。
0:03:58	鳥羽北井については、この柏崎の和気さんがされてると、
0:04:03	知らないことで伺っておりますけれども、横浜のサイクリストの 12 年の最初濃縮ですとか、ウラン加工施設の三菱原燃工等も、
0:04:11	他の人もありますのでそちらの方の被害等も含めて、
0:04:16	記載の充実化物を検討していただきたいと思います。
0:04:19	あれです。いかがでしょうか。
0:04:26	R F S むつの植野でございます。
0:04:29	土肥今ほど、第 65 条の (1)
0:04:35	表 65 に定める。
0:04:37	項目及び頻度に基づき評価するとともにっていうところで、1 ヶ月に 1 回の評価しか読めないっていう。
0:04:47	お話ございましたけれども、ここは 1 ヶ月に 1 回で評価すると、それに加えて、加えてという意味でまともっていうことで
0:04:58	書いてございまして、結果して法令に定める線量限度を超えないように、
0:05:06	被ばく線量の管理を実施する。
0:05:09	というふうに記載してございます。
0:05:15	ですのでまず、1 個はその 1 ヶ月に 1 回の評価だけを行うわけではないっていうところは、条文で読めるかというふうに考えております。
0:05:30	でまた他のサイクル施設等の保安規定、
0:05:36	の話なんですけれども、ちょっと日本原燃さんとかは読み取れなかったんですけれども、原燃工さんの保安規定の中では、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:48	病院の線量が、まず線量限度、もしくは超える恐れがある時は、当該要員の
0:05:57	緊急作業への従事禁止を指示すると。
0:06:01	いう文言が書いてありまして、それは
0:06:06	法令に定める線量限度を超えない手段の一つっていうふうに理解しておりますので、今、第 65 条の条文は、
0:06:17	評価するとともに書いてございますので、
0:06:22	そこで読めるんじゃないかっていうふうに考えております。
0:06:26	以上です。
0:06:30	規制庁の田仲です。
0:06:35	アレスの考えも理解はするんですが、
0:06:38	ここ、
0:06:41	文章をそのまま読むとまずは評価をします。
0:06:44	それと併せてやりますとなると評価が先に来るように見えてしまっていて、
0:06:49	まずは日、当然ながらその作業のことを超えないように管理をしていくっていう、
0:06:55	実施する作業では、被ばくするっていうシチュエーションに対しての、
0:07:00	管理が、
0:07:01	作業の仕事の流れてくるんじゃないかと思うので、今、肥田藤どうしてもそんな、
0:07:10	1ヶ月に1回の評価というのが主にありますっていうふうに見えてしまうんで、
0:07:15	そこら辺のところ、
0:07:17	いかがでしょうか。
0:07:21	RFSむつの植野でございます。
0:07:24	ここの条文の内容につきましては、発電炉へと電力側と同じ文章にはなっております。
0:07:34	電力の方でも、
0:07:38	その1ヶ月に1回の評価に加えて、その日比野線量管理等の手段を講じて、結果として法令に定める線量限度を超えないという
0:07:51	いうところを規定しているものでございます。
0:07:58	慶長の田仲です。ということはこの評価と思うの後段にある法令に定める線量限度を超えないように、被ばく線量管理を実施すると、この具体は日々の線量管理が含まれているときの線量管理をした上で実施すると。
0:08:13	いう意図なんでしょうか。
0:08:17	あれフェイスむつの上野です。その通りでございましてそこが条文の評価するとともにの、ともにという、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:27	ところに含まれているということになります。
0:08:30	以上です。
0:08:37	北野タナカです。
0:08:39	ちょっと主を是正する時間を取らせてください。
0:10:16	規制庁の金岡ですお祭りいたしました。
0:10:20	方、
0:10:21	あれの人がやりたい、実力や範囲としているところは理解はしてはいるんですけども、
0:10:27	ドバイ、この両括弧1の条文の後段のルールは、こちらのものがまず先に来るんじゃないかと。
0:10:34	もうそうした方がより誤解を生まないんじゃないかというのがコメントのまず発端でございます。
0:10:41	ですので
0:10:44	まで全部を入れ替えるなりこれを分けないというようなことにして、より、
0:10:51	わかりやすい誤解を受けない表現っていうものを検討してはどうかと思うんですけども、いかがでしょうか。
0:11:01	RFSむつの植野でございます。
0:11:04	内容は検討させていただきますが今ほどの文書の入れ替えっていう話ございましたけれども、ちょっとこの文章については評価をした上で、やっぱり線量限度を超えないっていうことを最終的に、
0:11:20	管理しますので、ちょい
0:11:22	この順番が入れ替わると、評価の位置付けが何なのかって話に、
0:11:27	なりますので、
0:11:29	ここの文章の順番はちょっと
0:11:32	変えないで考えますけれども、今ほど言われた、その趣旨通ず、線量限度を超えない手段とかについての追記については、
0:11:43	検討させていただきます。以上です。
0:11:55	経営主事規制庁の田中です。ちょっとこちらが懸念していることをちょっと補足をさせていただきたいと思うんですけども、
0:12:05	今ほどの文章ですと、やっぱりこの、
0:12:09	1ヶ月に1回の評価をするとともにこの場的に研究し、
0:12:14	被ばくの線量限度を超え、管理する。
0:12:17	となるんですけども、すごく高線量下に置いてもその1ヶ月経たないうちに、
0:12:22	限度を超えてしまうということが今の条件のままでは、
0:12:26	起き得るんじゃないかというのが我々の懸念でございます。
0:12:30	そういうところを踏まえますと、今の記載だけでは、室長と、
0:12:35	足りないというふうにも考えております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:38	こちらについてはいかがでしょうか。
0:12:44	そう。
0:12:44	RFSむつの植野です。
0:12:50	記載は検討したい。
0:12:53	検討させていただきたいと思います。
0:12:56	ただ1ヶ月の中で
0:13:01	例えば、急激な被ばくを受けるかどうかというところは、
0:13:06	日々の作業管理の中で、管理はして参りますし、
0:13:13	電離放射線
0:13:16	要するに電離則の方ですね電離放射線障害防止規則。
0:13:21	の中でも、これは緊急作業に限った話ではございませんが、1日における、被ばく線量が1日で1mSvを超える、
0:13:34	恐れがある場合っていうのは、
0:13:36	線量の結果を毎日確認しなければいけないことになってますので、
0:13:42	その管理はやってる、やって参ります。
0:13:48	はい。以上になります。
0:13:52	経常のタナカです。実務として何をやりたいかということについては理解をいたしました。先ほど若宮さんのご説明もあった、日々の作業の管理でしっかり管理をしていくんですということがコンペにひもづいて、
0:14:06	わかるような記載という、そういうものをご検討いただければと思いますのでよろしくお願いいたします。
0:14:14	はい。RFSむつの植野です。了解いたしました。検討いたします。
0:14:20	規制庁野崎ですが、ちょっと補足しますと、平たく言うそうですね、今の話である1として、どういう線量管理するかっていうのはわかった
0:14:33	かってか理解はできたんですが、
0:14:36	この条文、65条の(1)を見ると、(1)かな。
0:14:43	1でしたっけ。1を見るとそれがちょっと何か、
0:14:47	よく理解できなかったっていうか誤解を生むような、
0:14:51	ちょっと我々も認識をしてましたっていうことで、
0:14:57	我々が今、意図してるのは、これ柏崎新居、そっ滝田日だっていうことなんですけどイメージとしては、
0:15:07	先ほどちょっと話も出ましたけど浦野祝のような、その裏濃縮の保安規定の61条にですね、
0:15:15	その線量の評価及び通知っていうのがあってその5項とか6項のような、
0:15:24	イメージに、のような規定ぶりだ等誤解を生まずやりたいことと合致したような規定なんじゃないかと思ってて、
0:15:35	どう書いてあるかっていうとちょっとまた見ていただければと思うんですが僕は

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:40	要するにその緊急作業の都度、ちゃんとその線量限度を超えないことを確認します。6項では線量限度を超えてないことを月1回の評価で改めて確認しますっていうような記載ぶりになって、
0:15:56	主としては
0:15:58	緊急作業の都度、ちゃんと線量限度を超えてないってことを確認するんですけどっていうのはそれがメインになってその上で、その月1回の評価でそれが超えてないことを確認していますっていう立て付けになって、
0:16:11	その方が、その誤解の恐れもないし、ARFのやろうとしてることともう
0:16:17	近いんじゃないのかなあというふうに我々は思っていて、今のこの記載だと、なんかどうしても今の説明を受けると理解はできるんですけど、そのタナカが申し上げたように、その線量平均
0:16:29	評価の月1回っていうのがこの何か、
0:16:32	表も書かれてるし、メインになってるように見えるので、そうじゃなくて
0:16:38	研究作業の都度、ちゃんと被ばく線量の管理をするんですけどっていうのが主であるなら、そのように書かれた方が、我々としても誤解がないし、
0:16:47	RFSのやろうとしてることの意図が伝わりやすいんじゃないのかなと思ってこのようなコメントをしている次第です。
0:16:57	その辺りを含めてご検討いただけないでしょうかということなんですけど、いかがでしょうか。赤坂ですけど、ちょっと待っててください。いいですかね。
0:18:34	RFSむつの植野でございます。日本原燃さんの濃縮の記載については承知をいたしました。
0:18:42	その期、
0:18:44	緊急作業に従事させることができる、放射線業務従事者、
0:18:50	については線量限度を超えない範囲内において、緊急作業が必要と認められる期間、
0:18:57	緊急作業に従事させることができるっていうのが第5項で、
0:19:02	第6項で評価をするということが、
0:19:05	と書いてあることは理解しましたので、ちょっとこちらでも整理いたしまして、内容は検討したいと思います。
0:19:12	以上です。
0:19:13	規制庁だけです別にここの通りに、
0:19:17	何か検討してくれっていう趣旨ではなくって、今のその65条の1っていうのを分解すると、
0:19:25	濃縮の5行で
0:19:28	線量限度を超えない範囲であることをちゃんと確認しますっていうのがまず最初に言ってその上で次に、月1回の評価でそれが超えてないことを確認するっていうような、まさにその65条の(1)の中の、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:44	内容を今、一つが、二つがごちゃまぜになってるんですけど、それをきちんとこうスプリットしてもらった上で、主は何かで、10としてそれを月1回で評価するっていうふうに書かれた方が、
0:19:57	ご誤解がない。
0:19:59	と思うんです。そそういう観点でこの文言通りじゃない、なくても結構なので、そういう趣旨で、その65条の(1)っていうのをですね今一度その
0:20:10	実態に即した内容でご検討いただければありがたいです。
0:20:15	以上です。
0:20:20	RFSむつの植野です。趣旨は了解いたしました。検討いたします。以上です。
0:20:54	規制庁の田中です。本日実は3点、こちらからお伝えした点があると思うんですけども、こちらの方について、どのような方向で修正をされるのかっていうその方向性について、
0:21:10	今日は
0:21:14	ご回答いただきたいと思うんですけども、
0:21:17	こちらについて、
0:21:20	例えば月曜日ですとかいう早々に教えをお答えいただきたいんですけども、対応は、
0:21:29	そういうお答えで、
0:21:30	あれ、対応可能でしょうか。
0:21:34	アカサカですけど、基本的にですね皆さん5項、
0:21:39	コメントをですね、どのような形で反映するかっていうのだけ考えようと思ってますので、全部無視するわけでもないの、対応しますって、いかに後は、次に規定にどう書くかっていうのを、
0:21:52	考えようかなと思ってるぐらいなので、
0:21:54	それほど無視しますってことはないですよ。
0:21:58	以上ですけど。
0:22:00	規制庁野崎です。ちょっと話がかみ合ってなかったかと思うんですが
0:22:06	検討いただけるっていうのはそれでよろしく願いしますってことなんですけど、ではじゃあどう検討されてそれをどう審査書に反映していくかっていうのが、今我々がやってるプロセスでして、
0:22:19	特に今、さっきコメントしましたその緊急従事者のところっていうのは、今ちょっとネックになっているところだと、ついではそのRFSとしてどのような方向性で、
0:22:30	修正なり検討しているのかっていうのはある程度把握できないと我々も審査省プロセスが進まないの、
0:22:38	特にその上井なり、説明資料を用意してくれっていうことは求めてませんので、こういう方向で検討を進めていくとかですね、そそういった
0:22:50	放送の回答を、何らかいだけないでしょうかという趣旨です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:59	アカサカですけどわかりました。来週月曜日ぐらいですかね。はい。
0:23:07	そこら辺には何か答えを出したらいいかな。来週火曜日ぐらいかな。
0:23:14	来週火曜日ぐらいでいいですか。
0:23:17	ちょっと、できれば火曜日私は総理官邸に行くようがあるって、
0:23:24	水曜日でいいですか。
0:23:26	火曜がありがたいです。
0:23:29	S E部ありがたいですね。
0:23:32	月曜日は夕方でもいいですかね。ちょっと移さないで議論をしなきゃいけないところだと思って、それで結構です。
0:23:42	ペーパーとかは特にいらないので、今の先ほど田仲が申し上げた3点について、こういう方向で検討するしない。
0:23:52	ですねそれをちょっと口頭で教えていただくと助かります。
0:24:02	上げているんで書くんだと思うんですけど、どうかこうかっていうと思ってるだけなんですけど。
0:24:07	はい。
0:24:08	はい。はい、わかりました。
0:24:10	何か。
0:24:11	ちゃんと。
0:24:13	お答えできるような、
0:24:14	ことにしたいと思います。はい、どうぞよろしくお願いします。
0:24:18	月曜日の時間はどうしたらいいですか。
0:24:22	そちらから何か、この時間というのが何かあるんだったら、
0:24:29	アカサカですけど夕方ぐらいの方が、社内で議論もあってできるかなと思いますので、
0:24:36	60 何時ぐらいとか、3 時とか 4 時とか、
0:24:39	はい。
0:24:44	いや、もう多分明日休みの我々メンバーで今日、何か時間を決めたらいいなと思ってるんですが、その月曜日いつするかって、16 時 09 杯じゃ 16 時。
0:25:10	規制庁の田仲です。ちょっと規制庁側からお伝えする内容は以上なんですけどもアレスの方から何かございますでしょうか。
0:25:20	赤坂です。
0:25:22	他にもコメントはありますよね。まだ、
0:25:27	これから A c u t e タナカです。これから
0:25:33	この部門内での
0:25:35	ピアレビュー等を通して、まだ何かが出る可能性が出るんじゃないので、ほぼ、他にもあるかもしれませんが、今日埼玉現時点の、戻っていただければと思います。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:47	了解です。ありがとうございます。
0:25:52	以上ありません。
0:25:54	繁田です。了解いたしました。それではどこを止めさせていただいて本日はヒアリングを終了させていただき、
0:26:01	どうもありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。